

大雪地区広域連合高齢低所得世帯に対するコロナ対策特別減免事務取扱
要綱

令和3年6月23日
要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大雪地区広域連合国民健康保険条例(以下「条例」という。)第32条第1号の規定に基づく大雪地区広域連合国民健康保険料の減免事務のうち、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活に困窮する高齢低所得世帯の支援を目的として行う減免の取扱いに関し必要な事項を定める。

(減免内容及び対象者)

第2条 この要綱で対象とする保険料は高齢低所得者の国民健康保険料均等割額とし対象者は次の各号のすべてを満たす世帯員が属する世帯の納付義務者とする。

- (1) 条例第29条第1項第1号及び同号を準用する同条第3項による大雪地区広域連合保険料の7割軽減適用を受ける世帯に属すること
- (2) 昭和32年4月1日以前に生まれた者

(減免額)

第3条 減免額は次の各号に定めるところにより算定した額に納付義務者世帯における前条第2号の要件を満たす被保険者数を乗じた額の合算額とする。

- (1) 基礎賦課額の均等割額 条例第14条第1項第2号に規定する額に100分の30を乗じて得た額でその額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り上げた額。
- (2) 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額 条例第19条の6第1項第2号に規定する額100分の30を乗じて得た額でその額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り上げた額。

(申請)

第4条 本要綱に基づく減免を受けようとするものは、令和3年度国民健康保険料コロナ対策特別減免申請書(別記様式第1号)により申請するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年度の国民健康保険料に限り適用する。

令和3年度国民健康保険料コロナ対策特別減免申請書

年 月 日

大雪地区広域連合長 様

住所 _____

氏名 _____

大雪地区広域連合国民健康保険条例第32条第1項の規定に基づき、令和3年度国民健康保険料の減免を受けたいので申請します。

1 申請の理由 大雪地区広域連合高齢低所得世帯に対するコロナ対策特別減免事務取扱要綱第2条に該当するため。

2 減免申請額 令和3年度国民健康保険均等割額

基礎賦課分均等割額 _____ 円

後期高齢者支援金等賦課分均等割額 _____ 円

計 _____ 円

注意事項 国民健康保険料を年金から特別徴収されている方がこの申請をした場合、一時的に普通徴収になりますのでご注意ください。